

2023年11月20日

沼津市長 頼重 秀一 様

地方自治に民主主義を求める会  
代表 岩崎 祝子

### <緊急申し入れ>

山下氏土地問題について監査委員から、裁判では「解決にならないことは当然」と意見が出されたことを尊重し、早急に話し合いの場をもうけてください！

### <理由・趣旨>

沼津市監査委員は11月13日付で、市民431名が山下氏の土地問題で市長が多額の税金を使って裁判を起こすことをやめるように求めた住民監査請求に対し、意見として、「本件裁判を求めるだけでは、本件の根本的な解決にならないことは当然である。本件の最終的な解決のためには、協議をまとめる努力を、双方がなお一層続けることを希望する」と指摘しました。

この意見は、市にとっても私たちにとっても無視できない重要な意味を持っています。この意見を最大限尊重し、当事者と市民が参加する話し合いの場を早急に設定してください。

11月末までに話し合いを行うことを要望し、今週中に文書で回答してください。

連絡先： ██████████ 事務局長 沓澤大三あて

██████████

### <関連要請事項>

(1) きちんとした民主的で透明な解決手続きを尽くしてください。

一般的に公有地の所有権を争う場合の解決手順は

1) 調査。公有地の歴史、利用状況、公有地に関する文書や記録など。

2) 所有権を争う者に対し、所有権を主張する根拠や証明を求める。

3) 所有権を争う者間で話し合う。話し合いがまとまらない場合は、裁判所に所有権の確認をもとめる。

とされており、いきなり「不当利得返還請求」の裁判を起こすのは、この手順から逸脱した不公正なものであると思われます。

(2) 市有地が私有地の中に存在する事例はどれくらいあるのか。過去、それを裁判で解決した事例にはどのようなものがあるか。市民が占有した事例で、「不当利得」と市が判断した事例はあるか、お答えください。

(2) 市が取得した不動産について、その契約書、収用手続きの書類はどのように保管され、市の所有権を明確にしているか、明らかにしてください。

(3) 市有地の管理については、どの部署がどのようにおこなっているか。活用方針はどのように定められているか、教えてください。

(4) 遊休地となっている市有地を市民のために有効に活用するべく、市民の声を聴くべきと考えますが、市のお考えをお答えください。

以上